

埼玉県公安委員会規程第3号

射撃指導員に関する規程を次のように定める。

平成29年2月22日

埼玉県公安委員会委員長

射撃指導員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第9条の3に規定する射撃指導員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 埼玉県公安委員会は、法第9条の3第1項の規定により射撃指導員を指定するものとする。

(資格者証)

第3条 射撃指導員には、射撃指導員資格者証（別記様式。以下「資格者証」という。）を貸与するものとする。

2 射撃指導員が指導を行う際には、資格者証を携帯し、関係者から要求があったときには、これを提示しなければならない。

3 射撃指導員がその身分を失ったときは、資格者証を返納させるものとする。

(委任)

第4条 射撃指導員の運営に関し必要な事項については、埼玉県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

別記様式（第3条関係）

（表面）

<p>射撃指導員資格者証</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>銃 種</p> <p>期 限 元号 年 月まで</p> <p>上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3に 規定する射撃指導員の資格を有する者である。</p> <p>埼 玉 県 公 安 委 員 会 印</p>	<p>写真</p>
---	-----------

8.5センチメートル

6センチメートル

（裏面）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 指導の際は、資格者証を見える場所に掲げること。2 資格者証は亡失し、滅失し、又は盗難に遭わないよう保管管理に注意すること。3 盗難等にあった場合は、警察署へ盗難等の届出を行なうとともに、公安委員会に対し、再交付の申請を行うこと。4 資格者証の期限が過ぎたときは、資格者証を公安委員会に返納すること。
--